

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社訓に掲げた「社業を通じ社会に奉仕」の実現により企業価値の増大と社会貢献を目指すために、コーポレート・ガバナンスの強化は経営上の重要課題と位置付けております。経営の健全性・効率性及び透明性を高めるべく、当社の事業内容に即した経営管理体制の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則 1-2④ 株主総会における権利行使】

電子的な議決権行使の採用、株主総会招集通知の英訳については現状行っておりません。議決権電子行使プラットフォームの利用については、株主が相当数となった場合に、株主の利便性を考慮しながら検討いたします。

【補充原則 3-1② 情報開示の充実】

当社は、英文での情報開示については現時点で行っておりませんが、当社株式の外国人（個人及び法人）の持株比率を含めた当社の株主数や株主構成を踏まえ、今後、英語での情報開示・提供を検討してまいります。

【補充原則 4-1③ 取締役会の役割・責務（1）】

当社は、現時点では最高経営責任者等の後継者に関する具体的な計画は策定しておりませんが、後継者の計画が重要であると認識しており、経営陣である取締役をその候補者として育成しております。取締役会においても後継者の計画について、多角的な目線から継続的に検討してまいります。

【補充原則 4-2① 取締役会の役割・責務（2）】

当社の経営陣の報酬については、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、自社株を活用した報酬制度は導入しておりませんが、今後は持続的な成長に向けた健全なインセンティブのひとつとして、業績連動型の報酬、また自社株を活用した報酬制度の検討を行ってまいります。

【補充原則 4-10① 任意の仕組みの活用】

当社の独立社外取締役は2名であり、いずれも高い専門的な知識と豊富な経験を活かし取締役の指名等を含め会社の重要事項や経営事項等に関し、独立かつ客観的な立場から取締役会や各取締役に意見助言、指摘を行っており、当社取締役会の透明性や客観性は担保できていると考えております。今後は、さらなる取締役会の独立性や客観性向上のため、社外取締役が過半数を占める任意の諮問委員会の設置と活用について検討してまいります。

【補充原則 4-11③ 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、社内登用された取締役のみならず、十分な知識・経験・能力を有した独立社外取締役を含め構成され、期待される監督・監査機能を果たすべく意見が述べられており、取締役会の実効性は確保されているものと判断しております。なお、取締役会の実効性の分析・評価の結果を開示することについては、今後検討してまいります。

【原則 5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、中期的な視点に立って数値目標を策定しておりますが、企業規模を勘案し、機動的な戦略変更を可能とするために数値を公表しておりません。今後、企業規模が一定程度になった段階で開示を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則 1-4 政策保有株式】

当社は、事業競争力の維持と強化や取引関係の維持と強化等の観点から、保有に合理性が認められる銘柄については政策保有株式を保有します。政策保有株式は、今後、定期的に保有の意義や経済合理性等を検証し、保有意義が希薄化し継続して保有する必要がないと判断した株式は適宜縮減又は売却していく方針であります。

【原則 1-7 関連当事者間の取引】

当社と役員や主要株主等との間で競業取引や利益相反取引を行う場合は、「取締役会規則」に従い、取締役会にて事前承認、事後報告を行うこととしております。また、すべての役員に対して、関連当事者間取引の有無について確認する調査を1年ごとに実施するなど、監視体制を確保しております。

【原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は現在、本原則が想定する確定給付年金及び厚生年金基金の制度の導入はしておりません。

【原則 3-1 情報開示の充実】

（i）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社は、当社の社是・社訓・経営理念を当社ウェブサイトに掲載しております。

社是・社訓・経営理念 <https://www.shikino.co.jp/company/message.php>

（ii）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載のと

おります。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

[基本方針]

当社の取締役報酬は次の基本方針に則り決定いたします。

- ① 各々の取締役が担う役割・責任・成果を反映して決定いたします。
- ② 当社の経営環境を踏まえ、会社業績及び企業価値を考慮して決定いたします。
- ③ 業種別・従業員規模別等の調査を踏まえ、優秀な人材の確保に資する競争力のある水準を考慮して決定いたします。

[決定手続]

- ① 報酬制度や報酬水準については、決定手続の客観性及び透明性を確保する観点から、取締役会において決定します。
- ② 各々の取締役報酬は、総額を株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会において代表取締役に一任の決議を取り、代表取締役である会長と社長が協議して決定します。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するため、取締役・監査役の選解任と候補者の選定を行うに当たっての方針及び手続について、以下のとおりの方針としています。

[選任方針]

(1) 取締役

- ① 取締役としてふさわしい人格・識見を有すること。
- ② 当社の業務に関し十分な経験と知識を有し、実績があること。
- ③ 優れた判断力を有し、客観性と先見性を有していること。
- ④ 会社への忠誠心が強いこと。
- ⑤ 職務遂行にあたり健康上の支障がないこと。

(2) 社外取締役

- ① 経営経験者としての視点からの意見が期待できること。
- ② 経営全般、または専門的知見を有していること。(業界知識の有無が必須ではない)
- ③ 当社の企業価値向上、ガバナンスに関する意見が期待できること。
- ④ 職務遂行にあたり健康上の支障がないこと。

取締役(社外取締役を除く)については、経営における迅速かつ効率的な意思決定と適正な監督機能を確保すべく、当社又は他社での業務経験、業績、担当領域における専門的知識等を有する人物を、候補者として選定いたします。

社外取締役については、高い見識を踏まえ、経営陣から独立した客観的な視点からの経営に対する助言及び監督を期待し、それに相応しい経営者、学識経験者、官公庁出身者等であって、豊富な経験を有する人物を独立性にも配慮しながら候補者として選定いたします。

(3) 監査役

- ① 中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること。
- ② 当社の業務に関する深い関心を持ち、高い知見を有していること。
- ③ 財務・会計に相当程度精通していること。

(4) 社外監査役

- ① 中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること。
- ② 会社経営、法曹、会計等の分野で指導的役割を果たし、豊富な知見を有していること。

監査役に相応しい識見、経験、能力等に優れた者を候補者として選定しております。なお、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上になるよう配慮しております。

[選任手続]

(1) 取締役

- ① 代表取締役は、選任方針及び取締役会の構成を踏まえ、必要とする役割機能・多様性・適正規模を検討後、選任基準に照らし取締役候補者案を作成いたします。
- ② 代表取締役から諮問された取締役候補者案について、取締役会において適格性を審議いたします。
- ③ 取締役会は、推薦理由等を参考に、株主総会に提案する取締役候補者を選定いたします。

(2) 監査役

- ① 代表取締役は、選任方針及び監査役会の構成を踏まえ、選任基準に照らし、監査役会の同意を得たうえで監査役候補者案を作成いたします。
- ② 代表取締役から諮問された監査役候補者案について、取締役会において適格性を審議いたします。
- ③ 取締役会は、推薦理由等を参考に、監査役会の同意を得たうえで株主総会に提案する監査役候補者を選定いたします。

[解任方針・手続]

- ① 取締役及び監査役(いずれも社外を含む)がその任期中、法令・定款等への違反、その他の不正行為が認められた場合、その職務に求められる機能・役割が果たしていない場合は、速やかに取締役会において解任理由等の説明を行い、その解任について審議いたします。
- ② 取締役会で解任を相当と判断する場合は、解任を決議し、法令に則った解任手続をとります。

[補充原則4-1①取締役会の役割・責務(1)]

取締役会は、業務執行状況の報告、法令・定款及び取締役会規則の決議事項に定めた事項の決議、中期経営計画や取締役・監査役の選解任の決定等、業務執行上の重要事項を協議、決定いたします。なお、協議、決定に際しては、社外取締役及び監査役が、独立した立場で助言を行い、意思決定の適正性の確保と業務執行の監督を行います。

また、取締役会は、当社の事業運営を適正かつ効率的に行うことを目的として、社内規程が定める範囲で業務執行取締役にその職務権限を委任いたします。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社では、独立社外取締役が経営から独立した立場で期待される役割を果たすことを可能とするための独立性の基準として、会社法及び東京証券取引所の独立性基準に準じて判断しております。社外取締役の選任にあたっては、人格・見識・能力・当社との関係性その他の事情に鑑み、独立かつ客観的な観点からその役割・責務を全うすることが期待できる人物を候補者として選定するよう努めております。

[補充原則4-11①取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社取締役会は、業務執行取締役7名、独立社外取締役2名、独立社外監査役2名、監査役1名で構成されております。このように、取締役会全体としては、人格・見識・能力と適材適所の観点より総合的に検討してバランス、多様性について確保しております。役員の選任にあたっては、その継続性や安定性にも留意し、同時に多数の候補者が新任となることがないよう配慮しながら、取締役会全体のバランスや多様性、規模について、今後の業容拡大や外部環境の変化の中で、適時適切に見直していくことで取締役会全体の継続的な機能向上に努めていきます。

[補充原則4-11②取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保できる方を候補者として選任しております。取締役・監査役

その他の会社の兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書を通じ、毎年開示を行っております。

[補充原則 4-11③取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]
[コーポレート・ガバナンスコードの各原則を実施しない理由] の記載内容をご参照ください。

[補充原則 4-14②取締役・監査役のトレーニング]
当社は、取締役・監査役が当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上において重要な役割を担うことから、その役割・責務を適切に果たすため、必要な知識の習得や更新等のためのトレーニングの機会の提供支援を行います。

[原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針]
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、適時、情報開示をすることに加え、建設的な株主との対話が重要であると考えております。株主との対話の機会として、株主総会をはじめ、会社説明会、決算説明会を随時開催するほか、当社ウェブサイトにおいて開示資料を充実させ、当社の事業に対する理解の促進に努めてまいります。株主との対話にあたっては、インサイダー情報について適切に管理し、対話の中で得られた株主からの意見等は集約して、定期的に取り締役に報告し、今後の事業運営に活用してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
塚田 隆	368,000	8.87
シキノハイテック従業員持株会	367,000	8.84
名古屋中小企業投資育成株式会社	205,000	4.94
浜田 満広	195,000	4.70
ほくほくキャピタル株式会社	143,000	3.45
宮本 和子	140,000	3.37
岸 和彦	130,000	3.13
宮本 幸男	110,000	2.65
宮本 貴子	110,000	2.65
広田 文男	102,000	2.46

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮本 幸男	他の会社の出身者									△		
齋藤 壽	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮本 幸男	○	宮本幸男氏の当社株式の議決権保有比率は2.65%であります。同氏が業務執行者である志貴野メッキ(株)の当社株式の議決権保有比率は1.66%であります。その両方を合わせた比率は4.31%であることから、主要株主には該当しないと判定しております。また、志貴野メッキ(株)とは取引関係が全く無く、当社の経営に影響を与えるものではありません。また、10 年以内では、相互就任の関係にあった先 (志貴野メッキ) の業務執行者となりますが、現在は相互就任の関係は解消されておりますので、宮本幸男氏の独立性には問題ないと判断しております。	メーカーのトップとして長年経営に携わり、経営に関する高い見識を有しています。当社に対しても経営の助言・支援を実行しており、当社の主要取引先と取引が重複していることから、顧客情報の交換が円滑に出来ております。その企業経営者としての豊富な経験や見識を活かして、当社の経営に対する監督と適切な助言をいただけることが期待できると考えるため選任しております。

齋藤 壽	○	会社と社外取締役との人間関係、資本関係、その他利害関係は一切ありません。	報道機関での豊富な経験と役員経験による幅広い見識を有し、当社の経営に対する適切な助言を行っております。他社事例など豊富な情報と人脈を活かし、当社の経営に対する監督と適切な助言をいただけることが期待できると考えるため選任しております。 また、会社から独立した立場にあり、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。
------	---	--------------------------------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役会は、監査役監査基準に基づき、会計監査人、内部監査室との連携を密にし、監査の効率性、実効性を高めるよう努めており、また内部監査室は、内部監査規程に基づき、随時、監査役と連絡調整を行い、相互に監査情報を交換し、実効性を高めるように努めております。具体的には、原則として、四半期毎に非常勤監査役を含む全監査役、内部監査担当室長及び会計監査人が参加する三様監査会合を開催し、この会合の中で、会計監査人より事業年度会計監査・四半期毎レビュー計画概要及び四半期レビュー・年度会計監査結果の概要等が報告され、監査役より事業年度の監査役監査計画及び四半期監査結果の概要等が報告され、内部監査室より事業年度の内部監査計画及び四半期内部監査結果の概要、内部統制に係る情報等が報告され、それぞれの内容についての意見交換を行い、各監査機関において、これらを踏まえた監査の実施を目指しています。

また、毎月開催される監査役会と内部監査室との連絡会において、内部監査室より月次の内部監査実施状況・結果・指摘事項・推奨（助言）事項・その改善（対応）状況等の概要、内部統制に係る情報等が報告され、監査役会より主要拠点往査を含む月次の監査役監査における監査実施状況・監査結果等が報告され、それぞれの内容についての意見交換を行い、これらを踏まえた監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
舟崎 滋郎	他の会社の出身者													
大崎 利明	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
舟崎 滋郎	○	会社と社外監査役との人間関係、資本関係、その他利害関係は一切ありません。	金融機関での執行役員、支店長の経験を活かした経営に関する知見を有しており、経営に対する有益な意見が期待でき、取締役の職務執行を適切に監査いただけるものと考えするため選任しております。 また、会社から独立した立場にあり、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。
大崎 利明	○	会社と社外監査役との人間関係、資本関係、その他利害関係は一切ありません。	長年にわたる会社経営や要職を歴任されたことによる豊富な経験・見識を有しており、経営に対する有益なご意見が期待でき、その企業経営者としての豊富な経験や見識を活かして、客観的な立場から監査をしていただけるものと考えするため選任しております。 また、会社から独立した立場にあり、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

社内取締役および従業員に対して、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び従業員の業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、当社の長期的な企業価値の増大に資することを目的として導入しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬総額が 1 億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2019 年 6 月 25 日開催の第 47 回定時株主総会において決議された報酬総額の範囲内で、取締役の報酬については取締役会において代表取締役一任の決議を取り、各々の取締役報酬は最終的に代表取締役が決定し、監査役の報酬については監査役会において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役については、専任のスタッフは配属していませんが、社外取締役・社外監査役の職務執行が円滑に行えるよう、取締役会の事務を担当する企画経理部が中心となり、事前の資料配布や会議結果の送付等、取締役・監査役相互間の情報共有のための補助的業務を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

監査役は、取締役の職務執行の監査、財務報告を含む内部統制システムの監査等を通して業務の妥当性、効率性、遵法性を監査し、監査役監査の実効性を確保しております。また、取締役会の決議にあたり、取締役の善管注意義務・忠実義務等の観点から取締役の職務執行状況を監視、検証しております。当社の機関の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役会

当社の取締役会は、取締役 9 名(内2名が社外取締役)で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回開催しており、また迅速な意思決定を確保するために、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しております。取締役会は、当社の経営に関する重要事項について意思決定するとともに、取締役の職務の執行及び執行役員による業務執行を監督しております。

なお、当社の執行役員制度規程の定めにより執行役員は取締役会で選任され、一定の範囲内で会社の業務執行を担当する重要な使用人であり、任期は原則として選任後1年以内に終了する最終の事業年度末までとなっております。

2. 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の計3名(うち2名は社外監査役)で構成されており、毎月1回の監査役会のほか、必要に応じて適宜臨時監査役会を開催しております。監査役会においては、経営の妥当性、コンプライアンス等に関して幅広く意見交換や検証を行い、適宜取締役の意思決定に関して善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を監視、検証しております。

また、監査役は取締役会へ出席するほか、常勤監査役は必要に応じて他の社内の重要会議へも出席しており、全社の状況を把握しながら経営に対する監視機能を発揮できる体制となっております。

3. RC(リスク管理・コンプライアンス)委員会

当社は、コンプライアンスの徹底を図ることを目的として、RC委員会を設置しております。RC委員会は、委員長を社長とし、委員、事務局で構成しており、その委員は委員長権限で決定しております。委員会は、原則として四半期ごとに、また必要に応じて随時開催し、当社のコンプライアンス推進の基本的な方針決定等の審議を行っております。

4. 内部監査室

当社は、適切な業務の執行を検証するため、業務執行部門から独立した社長直属の内部監査室を設置しております。内部監査室は、専任者1名で構成され、業務執行部門の監査を行い、その結果を社長に直接報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題と位置づけております。取締役会の構成において、独立した立場の社外取締役を2名置くことで、経営の客観性と透明性を確保しております。

また、監査役会は、社外監査役が半数以上を占めており、独立した客観的な立場から経営者に対して意見を述べるができるよう、経営に対する監視・監督を強化しております。

さらに、内部監査室の導入によって、業務執行部門から独立して業務執行の監査を行い、監査役会とも連携して業務の透明性・健全性を確保しております。

このように会社から独立した立場の社外取締役の客観的・中立的な視点を当社の合理的な経営判断および経営の透明性、健全性の確保に活かすとともに、会社から独立した立場の社外監査役を含む監査役により経営の監視・監督を行なうことにより、ガバナンスの実効性の確保が図られると考え、現状のガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	正確性を確保しつつ、株主の皆様が十分に議決権行使内容を検討できるよう、可能な限りの早期発送・早期開示に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日について、他社の株主総会の集中日を避け、株主が出席しやすい日程で開催できるよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題であると認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき課題であると認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題として認識しており、海外投資家比率の推移や要望等の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを策定し、ホームページにて公表する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて、個人投資家向け説明会の開催を検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算の発表時期に合わせ代表取締役による決算説明会を開催する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では具体的な検討は行っておりませんが、海外投資家比率の推移や要望等の状況を鑑み今後検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて、IR専用ページを開設し、情報を速やかに発信し、積極的なディスクロージャーを実施する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画経理部門に担当者を設置する予定であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令遵守に努めるのみならず、持続的な成長と企業価値の向上を図ること、自らが担う社会的責任を適切に果たすことを念頭に取り組んでまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の環境への取り組みとして、「品質・環境方針」を策定しており、当社ホームページにて開示しております。 https://www.shikino.co.jp/company/iso.php また、社会や地域に貢献・奉仕することを社訓に定めており、寄付・献血・地域スポーツ大会への協賛など積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「適時開示規程」および「フェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアル」を定め、適時適切な情報開示を行ってまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制システムに関する基本方針」

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を「コンプライアンス規程」に定め、当社の役員及び従業員に周知徹底を図ります。

(2) RC (リスク管理・コンプライアンス) 委員会を設置し、法令、定款、社内規程及び行動規範等、職務の執行に当たり遵守すべき具体的な事項についての浸透、定着を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築します。

(3) 定期的に監査役監査・内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確認する等、実効性のある監査を推進します。

(4) 「内部通報制度運用規程」により、公益通報者保護法への対応を図り、通報窓口の活用を行い、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存するものとします。

3. 損失の危険 (以下、「リスク」という。) の管理に関する規程その他の体制

(1) 経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対して、リスクの大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にするべく対応を行います。

(2) リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 毎月1回取締役会を開催し、監査役を含む取締役が出席し、重要事項の決定並びに審議・意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督していきます。

(2) 会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度予算を策定し、それを達成するため、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」により、取締役、従業員の責任を明確にし、業務の効率化を実現する体制を整えます。

5. 監査役の職務を補助する従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役から職務を補助すべき従業員を置くことを求められた場合は、監査役との協議に基づき、適切な人材の配置にあたっての具体的な内容 (組織、人数、その他) について検討して対応します。

(2) 前号の従業員に対する指揮命令権限は、常勤監査役に帰属するものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。また、当該従業員の人事異動及び考課については、事前に常勤監査役に報告を行い、同意を得るものとします。

6. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制

(1) 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項に係る報告を受け、その内容について共有します。

(2) 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求めることができる体制を整えます。

(3) 取締役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を速やかに直接報告することとします。

(4) 監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保します。

7. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

(1) 代表取締役社長と監査役は、定期的な会合をもち意見交換をすることで、相互の意思疎通を図ります。

(2) 監査役は、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に情報交換を行う等、相互の連携を図り、監査の実効性を確保します。

(3) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の前払い又は償還等の請求があった場合には、その費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きにより、当該請求に基づき必要な支払いを行います。

8. 反社会的勢力を排除するための体制

(1) 当社は、「反社会的勢力排除規程」等に基づき、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切の関係及び取引行為を遮断すべく取り組みます。

(2) 警察当局や富山県暴力追放運動推進センター及び魚津市暴力追放運動推進協議会、顧問弁護士等の外部専門機関とも十分に連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力に対して速やかに適切な対応がとれる体制を整備します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

(1) 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体による不当要求に対して、代表取締役社長等の経営陣以下組織全体が毅然とした態度で対応し、拒絶します。

(2) 取引先との契約においては、反社会的勢力に伴う暴排条項 (反社会的勢力では無い表明及び反社会的勢力であることが判明した場合に契約解除出来る旨の条項) の記載又は覚書の締結を義務付けて運用を行います。取締役および従業員についても、自らが反社会的勢力に該当せずかつ関与しない旨の誓約書の提出を義務付けております。

(3) 不当要求等への対応を所管する部門を定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る規程およびマニュアルの整備を行い、警察等関連機関および弁護士等の専門家と連携を平素から保ち、組織的に対処します。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、社内規程「反社会的勢力排除規程」を定め、新規取引先との取引に当たっては、必ず反社会的勢力とのかかわりが無い旨を確認し、取引基本契約書に当該内容を明記するか、暴力団等排除の覚書を締結しております。また、当社は富山県暴力追放運動推進センターおよび魚津市暴力追放運動推進協議会に加入し、その主催する講習会に出席するほか、適宜反社会的勢力の活動状況に関する情報を取得しております。当社では、上記の新規取引先への反社会的勢力チェックに加え、当社株主、当社役員・従業員、既存取引先についても、反社会的勢力とのかかわりが無い旨を外部機関のデータベース (日経テレコン)、インターネット上の情報を利用して、反社会的勢力等の該当性の審査を行っております。また、当社従業員については、全従業員から反社会的勢力と一切の関係を持たない旨の誓約書を徴収しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

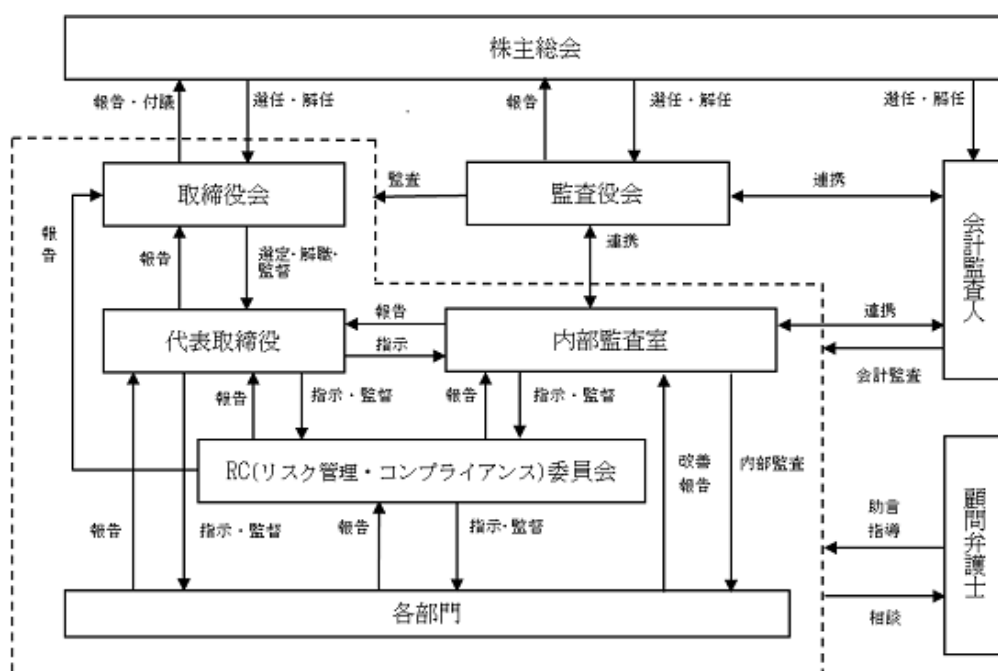
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制

重要事実に関する情報及び重要情報の投資家等への適時開示作業は企画経理部が担当し、適時開示は適時開示規程、適時開示資料等管理マニュアルに基づいて実施いたします。



<適時開示手続き>

情報の流れ  決定事項・決算に関する事項  発生事実

【情報伝達のフロー】

【開示書類作成のフロー】

